

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年11月4日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	海外債券セレクション（ラップ向け）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年5月1日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について半期報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書を提出します。

## 2 【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

なお、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」において、「1 財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2 ファンドの現況」につきましては原届出書の更新後の内容を記載します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

当ファンドは、主として利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。  
信託金の限度額は、5,000億円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

**商品分類表**

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	M R F	
追加型	内外	その他資産 ( )	E T F	特殊型 ( )
		資産複合		

**属性区分表**

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリーファンド	あり	日経225	ブル・ペア型
一般	年2回	日本			T O P I X	条件付運用型
大型株	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 ( )	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型
中小型株	年6回 (隔月)	欧州				その他 ( )
債券	年12回 (毎月)	アジア				
一般		オセアニア				
公債		中南米				
社債		アフリカ				
その他債券	日々	中近東 (中東)				
クレジット	その他 ( )	エマージング				
属性 ( )						
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (債券一般))						
資産複合 ( )						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容について、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

### 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したもののです。

### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

	公債	信託約款において、日本国または各國の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したもので

### [ ファンドの目的・特色 ]

## ファンドの目的

海外債券を実質的な主要投資対象とし、主として利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

## ファンドの特色

### 特色1

投資信託証券への投資を通じて、主として海外債券に実質的な投資を行います。

- 投資対象とする投資信託証券については、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。また、各投資信託証券の組入比率は適宜見直しを行います。なお、2020年11月5日現在、投資対象となっている投資信託証券は以下の通りです。

### <外国債券インデックスマザーファンド>

日本を除く世界主要国の公社債への投資を行います。

- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとします。
- ・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は日本を除く世界主要国の国債(投資適格債)のみを対象としており、したがって日本を除く世界主要国の公社債の中から投資適格債を主要投資対象として運用を行います。

### <新興国債券インデックスマザーファンド>

新興国の現地通貨建ての公社債に投資を行います。

- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)をベンチマークとします。
- ・新興国の現地通貨建て国際機関債、および新興国の現地通貨建て債券の騰落率に償還価額等が連動する債券に投資することができます。
- ・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

### <グローバル社債ファンド T(適格機関投資家専用)>

グローバル社債マザーファンドへの投資を通じて、世界各国の社債に投資を行います。

- ・ブルームバーグ・パークリーズ・グローバル総合社債インデックス(円ベース)をベンチマークとします。
- ・マザーファンドの運用の指図に係る権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(米国)およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(英国)に委託します。

- ・モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの米国拠点です。モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの欧州拠点です。
- ・モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントはモルガン・スタンレーの資産運用部門として世界各国に展開し、様々な運用戦略を世界の投資家に提供しています。

■ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

■ ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

**特色2****三菱UFJ信託銀行からの投資助言に基づき運用を行います。**

- 投資対象とする投資信託証券およびその投資比率は、三菱UFJ信託銀行の投資助言に基づき決定します。

**！ 投資対象とする投資信託証券およびその投資比率は、投資環境の変化等に応じて適宜変更します。**

**！ 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。**

**<運用プロセスのイメージ>**

**！ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。**

**👉 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。**

**特色3****原則として、為替ヘッジを行いません。**

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

**特色4****年1回の決算時(2月5日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。**

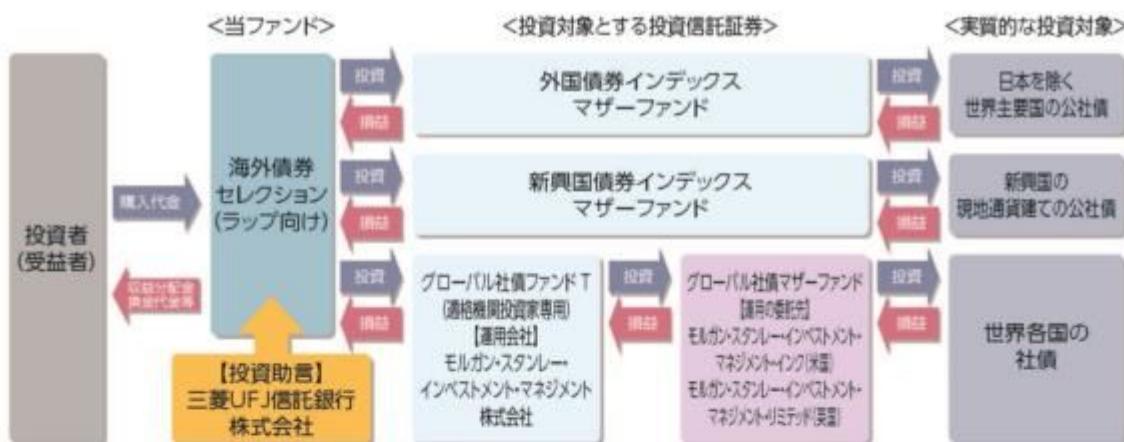
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



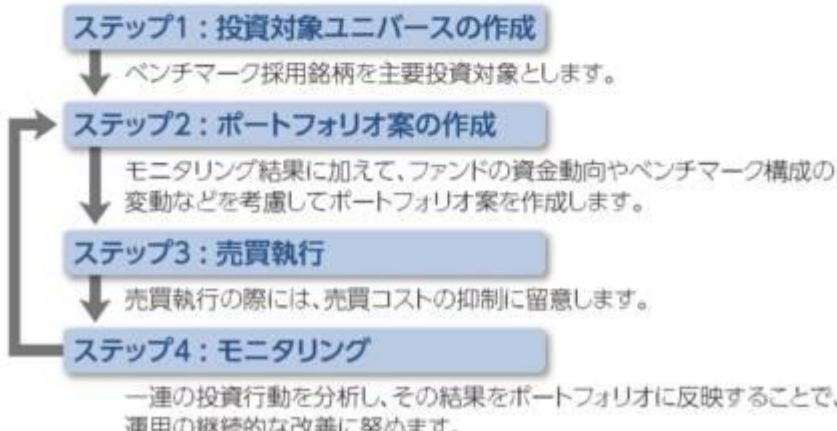
- 投資対象とする投資信託証券およびその投資比率は、三菱UFJ信託銀行の投資助言に基づき決定します。
- 上記の投資対象とする投資信託証券(および投資対象とする投資信託証券が投資するマザーファンドを含む)は、2020年11月5日現在のものであり、今後変更される場合があります。

## ■主な投資制限

株式	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

## ■各投資信託証券の運用プロセス

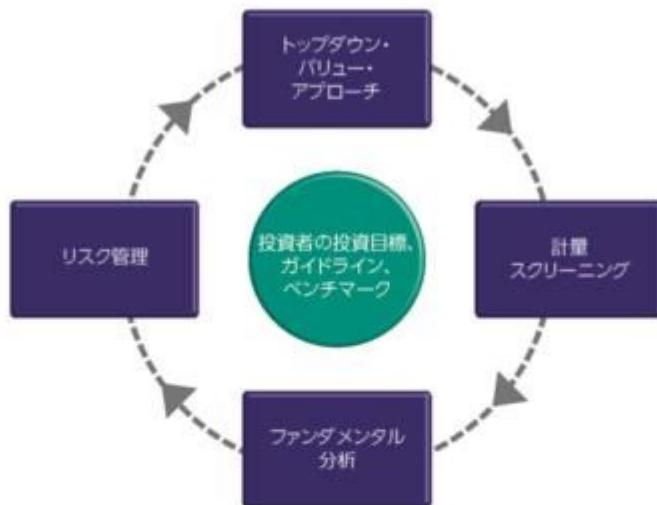
<外国債券インデックスマザーファンド／新興国債券インデックスマザーファンド>



- 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## &lt;グローバル社債ファンドT(適格機関投資家専用)&gt;

- ポートフォリオ構築プロセスのあらゆる局面において、当運用戦略の投資哲学であるバリュー・アプローチとリサーチ手法を採用します。
- 構築プロセスでは、計量モデルによるスクリーニングと、ファンダメンタルズ分析の双方を活用します。
- ポートフォリオ構築プロセスにおいて、リスク管理は非常に重要な過程となっています。



**!** 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 指数について

・FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE世界国債インデックス(除く日本)・データに基づき当社が計算したもので、FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している現地通貨建ての新興国国債のパフォーマンスを表す指標で、指標構成国のウエイトに上限を設けた指標です。JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)とは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表しているJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。同指標の情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。同指標は使用許諾を得て使用しています。J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なく同指標を複写、使用、領布することは禁じられています。Copyright © 2017 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複写・転載を禁じます。

・ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合社債インデックスとは、ブルームバーグが算出する世界の投資適格社債の値動きを表す指標です。ブルームバーグ(BLOOMBERG)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)の商標およびサービスマークです。バークレイズ(BARCLAYS)は、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシー(Barclays Bank Plc)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックス(BLOOMBERG BARCLAYS INDICES)に対する一切の独占的権利を有しています。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (3) 【ファンドの仕組み】

### <訂正前>

#### 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要

委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

## 委託会社の概況(2020年2月末現在)

- 金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

- 設立年月日

1985年8月1日

- 資本金

2,000百万円

- 沿革

1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月 三菱投信株式会社とユーワフジエイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

- 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## &lt;訂正後&gt;

## 委託会社と関係法人との契約の概要

概要	
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

## 委託会社の概況(2020年8月末現在)

- 金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

- 設立年月日

1985年8月1日

- 資本金

2,000百万円

- 沿革

1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーワフェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

#### ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

### 3 【投資リスク】

<更新後>

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

#### 価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

#### 為替変動リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

#### 信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

#### カントリー・リスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

#### 留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

## ( 2 ) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

### トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

### コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

### リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

### 内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

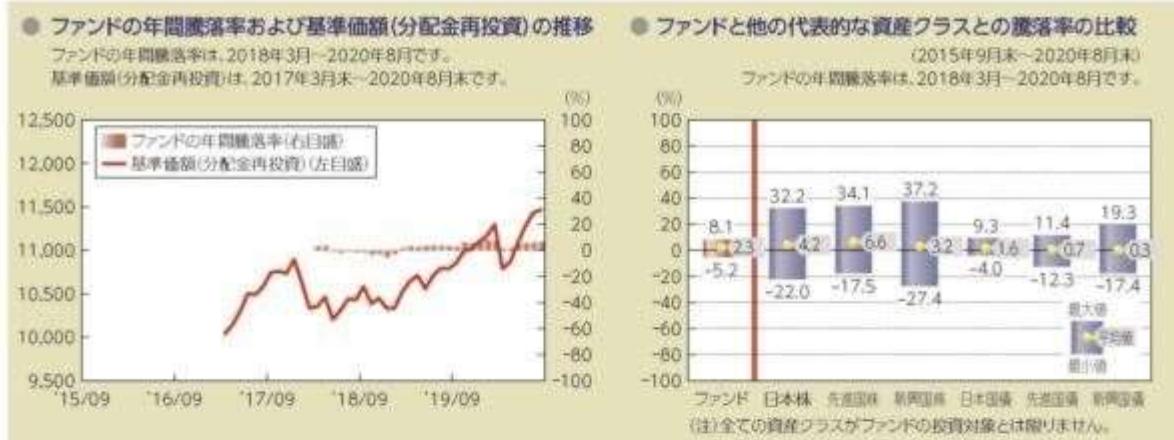
## <流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における過去1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

### 代表的な資産クラスの指標について

資産クラス	指標名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指標で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指標で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指標で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指標の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指標の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指標を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行なっておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指標で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指標の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4【手数料等及び税金】

### (3)【信託報酬等】

<更新後>

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.418%（税抜 0.38%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）  
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.30%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.04%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率（概算値）は、次の通りとなります。

実質的な信託報酬率（概算値）	うち投資信託証券に係る率
年0.418%～0.548%（税込）程度	年0%～0.13%（税込）程度*

\* ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬は最大年率0.374%（税込）

(注) 上記概算値は、投資対象とする投資信託証券における信託報酬率を含めた実質的な信託報酬率を算出したものです（2020年11月5日現在）。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があること、また別途成功報酬がかかる投資信託証券が含まれる場合があることから、実質的な信託報酬率は変動します。したがって事前に固定の料率、上限額等を表示することはできません。

#### <投資信託証券の信託報酬率>

投資信託証券の名称	信託報酬率（税抜）
外国債券インデックスマザーファンド	-
新興国債券インデックスマザーファンド	-
グローバル社債ファンド T（適格機関投資家専用）	年0.34%以内

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかる場合があります。

上記の信託報酬率は、今後変更となる場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかります。申込手数料はかかりません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

##### <訂正前>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

##### 個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

##### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

## 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

## 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となつた場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

## 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2020年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

## 個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

## 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

## 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となつた場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2020年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 【海外債券セレクション（ラップ向け）】

### （1）【投資状況】

令和2年8月31日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	2,100,604,301	33.26
親投資信託受益証券	日本	4,066,082,423	64.39
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		148,083,275	2.35
純資産総額		6,314,769,999	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### （2）【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a 評価額上位30銘柄

令和2年8月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックスマザーファンド	1,724,403,443	2.1593	3,723,517,633	2.2232	3,833,693,734	60.71
日本	投資信託受益証券	グローバル社債ファンド T (適格機関投資家専用)	1,759,447,442	1.1539	2,030,309,861	1.1939	2,100,604,301	33.26
日本	親投資信託受益証券	新興国債券インデックスマザーファンド	174,452,886	1.4124	246,406,872	1.3321	232,388,689	3.68

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

##### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和2年8月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	33.26
親投資信託受益証券	64.39
合計	97.65

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年8月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成30年 2月 5日)	3,009,456,455	3,009,456,455	10,690	10,690
第2計算期間末日 (平成31年 2月 5日)	5,700,012,642	5,700,012,642	10,410	10,410
第3計算期間末日 (令和 2年 2月 5日)	6,384,502,081	6,384,502,081	11,178	11,178
令和 1年 8月末日	5,984,016,200		10,788	
9月末日	6,013,121,149		10,853	
10月末日	6,067,884,099		10,989	
11月末日	6,114,877,053		11,018	
12月末日	6,223,979,778		11,099	
令和 2年 1月末日	6,377,120,346		11,171	
2月末日	6,475,897,740		11,298	
3月末日	5,564,829,441		10,791	
4月末日	5,625,204,655		10,865	
5月末日	5,623,936,427		11,090	
6月末日	5,859,196,116		11,287	
7月末日	6,110,485,125		11,431	
8月末日	6,314,769,999		11,466	

#### 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円

#### 【收益率の推移】

	收益率(%)
第1計算期間	6.90
第2計算期間	2.61

第3計算期間	7.37
第4中間計算期間	3.19

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	3,292,072,816	476,809,034	2,815,263,782
第2計算期間	3,398,317,842	738,325,776	5,475,255,848
第3計算期間	1,397,735,796	1,161,172,972	5,711,818,672
第4中間計算期間	908,170,949	1,266,975,565	5,353,014,056

(参考)

#### 外国債券インデックスマザーファンド

#### 投資状況

令和2年8月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	72,489,546,386	43.68
	フランス	16,078,374,119	9.69
	イタリア	15,722,854,132	9.47
	スペイン	11,372,913,832	6.85
	ドイツ	11,358,346,861	6.84
	イギリス	10,737,496,833	6.47
	ベルギー	4,011,288,683	2.42
	オーストラリア	3,839,565,388	2.31
	カナダ	3,082,603,728	1.86
	オランダ	2,926,555,187	1.76
	オーストリア	2,356,664,709	1.42
	アイルランド	1,258,474,307	0.76
	メキシコ	1,230,295,392	0.74
	フィンランド	988,383,239	0.60
	ポーランド	941,373,876	0.57
	デンマーク	854,916,162	0.52
	マレーシア	822,383,507	0.50
	シンガポール	698,930,760	0.42
	イスラエル	626,267,196	0.38
	スウェーデン	476,457,643	0.29

ノルウェー	346,228,646	0.21
小計	162,219,920,586	97.74
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	3,745,934,065	2.26
純資産総額	165,965,854,651	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年 8月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	0.125 T-NOTE 230515	12,700,000	10,519.35	1,335,957,846	10,529.82	1,337,287,972	0.125000	2023/5/15	0.81
アメリカ	国債証券	3.125 T-NOTE 281115	9,250,000	12,684.29	1,173,296,862	12,662.13	1,171,247,198	3.125000	2028/11/15	0.71
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 231115	8,050,000	11,445.55	921,367,026	11,401.92	917,855,163	2.750000	2023/11/15	0.55
スペイン	国債証券	5.9 SPAIN GOVT 260730	5,310,000	16,992.13	902,282,402	17,015.85	903,542,097	5.900000	2026/7/30	0.54
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 220831	7,640,000	10,875.95	830,922,627	10,851.25	829,036,025	1.625000	2022/8/31	0.50
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 241115	7,250,000	11,433.20	828,907,453	11,428.26	828,549,393	2.250000	2024/11/15	0.50
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 240131	7,300,000	11,300.68	824,949,868	11,279.28	823,387,576	2.250000	2024/1/31	0.50
ドイツ	国債証券	0.25 BUND 290215	5,700,000	13,494.63	769,194,324	13,379.25	762,617,538	0.250000	2029/2/15	0.46
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 251115	6,570,000	11,571.49	760,246,975	11,594.53	761,761,195	2.250000	2025/11/15	0.46
アメリカ	国債証券	1.375 T-NOTE 250131	6,850,000	11,039.62	756,214,025	11,061.15	757,689,031	1.375000	2025/1/31	0.46
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 250815	6,610,000	11,412.14	754,342,489	11,429.91	755,517,298	2.000000	2025/8/15	0.46
アメリカ	国債証券	1.875 T-NOTE 220531	6,760,000	10,898.17	736,716,630	10,856.19	733,878,824	1.875000	2022/5/31	0.44
アメリカ	国債証券	2.5 T-NOTE 240131	6,400,000	11,395.34	729,301,920	11,369.00	727,616,160	2.500000	2024/1/31	0.44
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 230531	6,400,000	11,329.45	725,085,141	11,289.15	722,506,201	2.750000	2023/5/31	0.44
アメリカ	国債証券	3.625 T-BOND 440215	4,550,000	15,302.71	696,273,618	15,224.52	692,715,660	3.625000	2044/2/15	0.42
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 250831	5,840,000	11,829.12	690,821,156	11,825.83	690,628,874	2.750000	2025/8/31	0.42
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 280815	5,510,000	12,438.04	685,336,055	12,416.01	684,122,564	2.875000	2028/8/15	0.41
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 240215	5,960,000	11,505.64	685,736,218	11,470.24	683,626,713	2.750000	2024/2/15	0.41
フランス	国債証券	1.75 O.A.T 230525	5,100,000	13,432.81	685,073,728	13,367.05	681,720,028	1.750000	2023/5/25	0.41
アメリカ	国債証券	2.375 T-NOTE 270515	5,740,000	11,873.05	681,513,329	11,861.23	680,834,671	2.375000	2027/5/15	0.41
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 221130	6,200,000	11,011.76	682,729,507	10,976.37	680,535,056	2.000000	2022/11/30	0.41
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 260515	5,980,000	11,247.99	672,630,257	11,283.39	674,747,171	1.625000	2026/5/15	0.41
アメリカ	国債証券	3 T-BOND 441115	4,740,000	13,986.54	662,961,996	13,905.87	659,138,415	3.000000	2044/11/15	0.40

スペイン	国債証券	3.8 SPAIN GOVT 240430	4,550,000	14,440.28	657,032,839	14,456.78	657,783,895	3.800000	2024/4/30	0.40
アメリカ	国債証券	2.625 T-NOTE 290215	5,320,000	12,278.55	653,219,159	12,274.44	653,000,208	2.625000	2029/2/15	0.39
フランス	国債証券	4.5 O.A.T 410425	2,830,000	22,435.45	634,923,253	23,032.65	651,824,090	4.500000	2041/4/25	0.39
アメリカ	国債証券	1.5 T-NOTE 211031	6,000,000	10,738.90	644,334,018	10,704.32	642,259,743	1.500000	2021/10/31	0.39
アメリカ	国債証券	1.5 T-NOTE 260815	5,700,000	11,176.39	637,054,301	11,216.72	639,353,289	1.500000	2026/8/15	0.39
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 280215	5,160,000	12,244.93	631,838,863	12,242.33	631,704,647	2.750000	2028/2/15	0.38
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 211231	5,850,000	10,843.84	634,365,151	10,797.75	631,668,594	2.000000	2021/12/31	0.38

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 2年 8月31日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	97.74
合計	97.74

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なものの

該当事項はありません。

#### 新興国債券インデックスマザーファンド

#### 投資状況

令和 2年 8月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	メキシコ	3,217,639,045	9.65
	インドネシア	3,085,118,198	9.26
	タイ	2,930,955,174	8.79
	ブラジル	2,918,620,344	8.76
	ポーランド	2,764,964,746	8.30
	ロシア	2,671,735,177	8.02
	南アフリカ	2,379,088,127	7.14
	マレーシア	2,328,060,596	6.98
	コロンビア	1,808,166,844	5.42
	チェコ	1,662,985,630	4.99

中国	1,658,744,559	4.98
ハンガリー	1,188,858,169	3.57
ペルー	1,053,779,773	3.16
ルーマニア	986,060,881	2.96
チリ	894,695,564	2.68
トルコ	744,685,662	2.23
フィリピン	55,973,361	0.17
ドミニカ共和国	43,817,014	0.13
ウルグアイ	38,558,984	0.12
小計	32,432,507,848	97.30
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	898,572,876	2.70
純資産総額	33,331,080,724	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年 8月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
チェコ	国債証券	0.45 CZECH REPUBL 231025	130,400,000	480.91	627,109,470	481.88	628,372,008	0.450000	2023/10/25	1.89
ブラジル	国債証券	10 (IN)BRAZIL NTN- F230101	25,700,000	2,215.35	569,344,992	2,235.73	574,584,565	10.000000	2023/1/1	1.72
ブラジル	国債証券	10 (IN)BRAZIL NTN 250101	23,350,000	2,285.90	533,758,750	2,299.01	536,819,613	10.000000	2025/1/1	1.61
チェコ	国債証券	0.95 CZECH REPUBL 300515	109,200,000	479.67	523,805,633	478.78	522,834,790	0.950000	2030/5/15	1.57
チェコ	国債証券	0.25 CZECH REPUBL 270210	111,000,000	462.83	513,752,300	461.06	511,778,832	0.250000	2027/2/10	1.54
南アフリカ	国債証券	10.5 SOUTH AFRICA 261221	65,800,000	713.94	469,774,124	730.54	480,699,129	10.500000	2026/12/21	1.44
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 230701	26,700,000	1,618.98	432,270,211	1,716.46	458,295,763		2023/7/1	1.37
メキシコ	国債証券	6.5 MEXICAN BONOS 220609	67,200,000	485.21	326,064,147	499.37	335,579,470	6.500000	2022/6/9	1.01
ポーランド	国債証券	2.5 POLAND 260725	10,400,000	2,948.88	306,684,260	3,107.47	323,177,245	2.500000	2026/7/25	0.97
メキシコ	国債証券	7.5 MEXICAN BONOS 270603	59,700,000	501.72	299,527,008	536.59	320,347,979	7.500000	2027/6/3	0.96
ブラジル	国債証券	10 (IN)BRAZIL NT 270101	13,770,000	2,331.72	321,079,014	2,325.65	320,242,841	10.000000	2027/1/1	0.96
メキシコ	国債証券	8.5 MEXICAN BONOS 290531	55,200,000	545.89	301,332,342	572.25	315,886,085	8.500000	2029/5/31	0.95
南アフリカ	国債証券	8 SOUTH AFRICA 300131	53,200,000	585.22	311,337,809	585.34	311,404,655	8.000000	2030/1/31	0.93
コロンビア	国債証券	10 TITULOS DE TES 240724	8,900,000,000	3.34	297,267,287	3.43	305,897,583	10.000000	2024/7/24	0.92
ポーランド	国債証券	2.25 POLAND 220425	10,200,000	2,929.02	298,760,134	2,963.99	302,327,085	2.250000	2022/4/25	0.91

メキシコ	国債証券	10 MEXICAN BONOS 241205	51,900,000	552.48	286,738,087	576.35	299,129,221	10.000000	2024/12/5	0.90
タイ	国債証券	3.775 THAILAND 320625	71,500,000	423.29	302,656,779	416.90	298,089,265	3.775000	2032/6/25	0.89
メキシコ	国債証券	8 MEXICAN BONOS 231207	55,300,000	508.41	281,153,169	530.38	293,303,767	8.000000	2023/12/7	0.88
インドネシア	国債証券	8.375 INDONESIA 240315	36,200,000,000	0.78	284,089,104	0.79	287,199,216	8.375000	2024/3/15	0.86
南アフリカ	国債証券	8.75 SOUTH AFRICA 480228	57,300,000	544.79	312,165,299	495.24	283,774,795	8.750000	2048/2/28	0.85
インドネシア	国債証券	5.625 INDONESIA 230515	38,200,000,000	0.71	273,056,400	0.73	282,026,016	5.625000	2023/5/15	0.85
インドネシア	国債証券	6.125 INDONESIA 280515	39,500,000,000	0.68	271,136,138	0.69	276,379,920	6.125000	2028/5/15	0.83
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 220701	14,800,000	1,753.46	259,512,508	1,834.39	271,489,805		2022/7/1	0.81
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 220101	14,300,000	1,785.24	255,289,373	1,881.76	269,092,027		2022/1/1	0.81
ポーランド	国債証券	2.75 POLAND 291025	8,200,000	3,115.59	255,478,423	3,199.19	262,334,072	2.750000	2029/10/25	0.79
ポーランド	国債証券	2.5 POLAND 230125	8,600,000	2,935.27	252,433,483	3,019.12	259,644,354	2.500000	2023/1/25	0.78
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 240101	15,600,000	1,638.27	255,570,638	1,650.81	257,527,857		2024/1/1	0.77
タイ	国債証券	3.4 THAILAND 360617	62,000,000	426.96	264,715,507	414.05	256,712,970	3.400000	2036/6/17	0.77
コロンビア	国債証券	7.5 TITULOS DE TE 260826	7,770,000,000	3.11	242,211,300	3.20	249,320,418	7.500000	2026/8/26	0.75
ポーランド	国債証券	2.5 POLAND 240425	8,100,000	2,960.18	239,774,904	3,070.50	248,710,778	2.500000	2024/4/25	0.75

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 2年 8月31日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	97.30
合計	97.30

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なものの

該当事項はありません。

## 参考情報

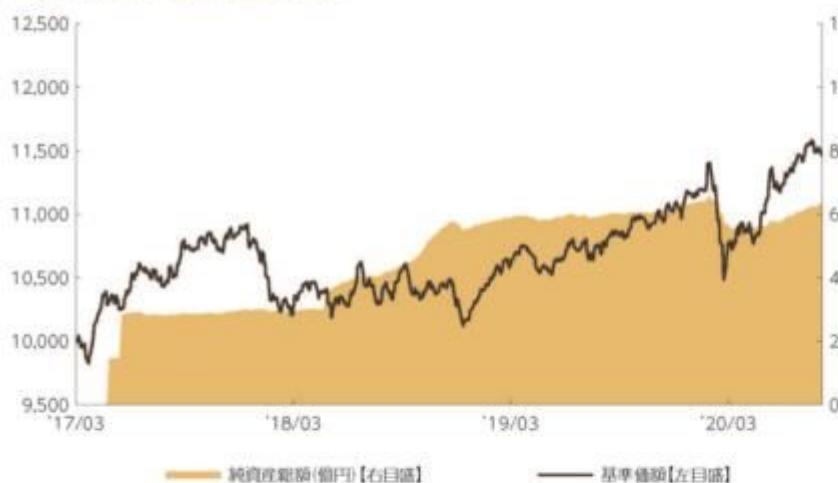


## 運用実績

2020年8月31日現在

**■基準価額・純資産の推移**

2017年3月27日(設定日)～2020年8月31日

**■基準価額・純資産**

基準価額	11,466円
純資産総額	63.1億円

**■分配の推移**

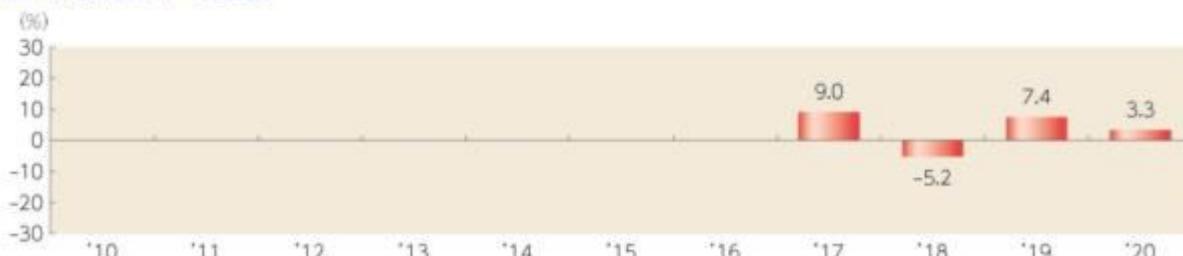
2020年 2月	0円
2019年 2月	0円
2018年 2月	0円
設定来累計	0円

・分配金は1万口当たり、税引前

**■主要な資産の状況**

組入上位銘柄	比率
1 外国債券インデックスマザーファンド	60.7%
2 グローバル社債ファンドT(適格機関投資家専用)	33.3%
3 新興国債券インデックスマザーファンド	3.7%

・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

**■年間收益率の推移**

- 收益率は基準価額で計算
- 2017年は設定日から年末までの、2020年は年初から8月31日までの收益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(令和2年2月6日から令和2年8月5日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## 【中間財務諸表】

## 【海外債券セレクション(ラップ向け)】

## (1) 【中間貸借対照表】

	(単位：円)	
	第3期 [ 令和 2年 2月 5日現在 ]	第4期中間計算期間末 [ 令和 2年 8月 5日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	153,708,542	207,566,856
投資信託受益証券	2,096,729,263	2,032,512,979
親投資信託受益証券	4,157,433,315	3,964,105,962
流動資産合計	6,407,871,120	6,204,185,797
資産合計	6,407,871,120	6,204,185,797
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	10,495,141	17,026,848
未払受託者報酬	1,342,432	1,288,286
未払委託者報酬	11,410,652	10,950,334
未払利息	53	152
その他未払費用	120,761	115,885
流動負債合計	23,369,039	29,381,505
負債合計	23,369,039	29,381,505
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	5,711,818,672	5,353,014,056
剩余金		
中間剩余金又は中間欠損金( )	672,683,409	821,790,236
(分配準備積立金)	404,052,313	318,691,062
元本等合計	6,384,502,081	6,174,804,292
純資産合計	6,384,502,081	6,174,804,292
負債純資産合計	6,407,871,120	6,204,185,797

## (2) 【中間損益及び剩余金計算書】

	(単位：円)	
	第3期中間計算期間 自 平成31年 2月 6日 至 令和 1年 8月 5日	第4期中間計算期間 自 令和 2年 2月 6日 至 令和 2年 8月 5日
<b>営業収益</b>		
受取利息	38	797

	第3期中間計算期間 自 平成31年 2月 6日 至 令和 1年 8月 5日	第4期中間計算期間 自 令和 2年 2月 6日 至 令和 2年 8月 5日
有価証券売買等損益	142,080,215	171,066,363
営業収益合計	142,080,253	171,067,160
営業費用		
支払利息	40,448	28,657
受託者報酬	1,258,758	1,288,286
委託者報酬	10,699,344	10,950,334
その他費用	113,560	115,885
営業費用合計	12,112,110	12,383,162
営業利益又は営業損失( )	129,968,143	158,683,998
経常利益又は経常損失( )	129,968,143	158,683,998
中間純利益又は中間純損失( )	129,968,143	158,683,998
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	13,141,233	34,275,497
期首剰余金又は期首次損金( )	224,756,794	672,683,409
剰余金増加額又は欠損金減少額	38,815,552	104,633,439
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	38,815,552	104,633,439
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,713,565	148,486,107
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,713,565	148,486,107
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	355,685,691	821,790,236

## (3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

	第3期 [令和 2年 2月 5日現在]	第4期中間計算期間末 [令和 2年 8月 5日現在]
1. 期首元本額	5,475,255,848円	5,711,818,672円
期中追加設定元本額	1,397,735,796円	908,170,949円
期中一部解約元本額	1,161,172,972円	1,266,975,565円
2. 受益権の総数	5,711,818,672口	5,353,014,056口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期中間計算期間 自 平成31年 2月 6日 至 令和 1年 8月 5日	第4期中間計算期間 自 令和 2年 2月 6日 至 令和 2年 8月 5日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

第3期中間計算期間 自 平成31年 2月 6日 至 令和 1年 8月 5日	第4期中間計算期間 自 令和 2年 2月 6日 至 令和 2年 8月 5日

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	第3期 [令和 2年 2月 5日現在]	第4期中間計算期間末 [令和 2年 8月 5日現在]
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券  売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  (2) デリバティブ取引  デリバティブ取引は、該当事項はありません。  (3) 上記以外の金融商品  上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券  同左  (2) デリバティブ取引  同左  (3) 上記以外の金融商品  同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	第3期 [令和2年2月5日現在]	第4期中間計算期間末 [令和2年8月5日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,1178円 (11,178円)	1,1535円 (11,535円)

## (参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 外国債券インデックスマザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

[令和2年8月5日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	1,253,049,742
コール・ローン	154,621,120
国債証券	162,347,102,931
派生商品評価勘定	210,262
未収入金	4,715,292,440
未収利息	959,274,098
前払費用	93,049,262
流動資産合計	169,522,599,855
資産合計	169,522,599,855
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	47,110
未払金	3,658,689,306
未払解約金	187,971,012
未払利息	113
流動負債合計	3,846,707,541
負債合計	3,846,707,541
純資産の部	
元本等	
元本	73,808,870,855
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	91,867,021,459
元本等合計	165,675,892,314
純資産合計	165,675,892,314
負債純資産合計	169,522,599,855

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
--------------------	---

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	[令和2年8月5日現在]
1. 期首	令和2年2月6日
期首元本額	69,125,227,034円
期中追加設定元本額	12,420,729,724円
期中一部解約元本額	7,737,085,903円
元本の内訳	
ファンド・マネジャー(海外債券)	342,130,474円
eMAXIS 先進国債券インデックス	5,835,350,978円
eMAXIS バランス(8資産均等型)	1,717,202,706円
eMAXIS バランス(波乗り型)	213,332,343円
コアバランス	1,777,142円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年金)	39,512,137円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040(確定拠出年金)	30,182,609円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050(確定拠出年金)	16,436,148円
eMAXIS Slim 先進国債券インデックス	5,597,005,519円
海外債券セレクション(ラップ向け)	1,667,522,192円
eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	3,215,541,233円
つみたて8資産均等バランス	1,363,702,531円
つみたて4資産均等バランス	385,671,669円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	715,776円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	325,574円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	48,417円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035(確定拠出年金)	17,387,940円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045(確定拠出年金)	10,285,779円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055(確定拠出年金)	4,160,793円
三菱UFJ DC年金インデックス(先進国債券)	134,503,853円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060(確定拠出年金)	4,050,286円
三菱UFJ DC海外債券インデックスファンド	10,569,259,802円
eMAXIS バランス(4資産均等型)	278,290,632円

	[令和2年8月5日現在]
eMAXIS 最適化バランス(マイゴールキーパー)	252,959,656円
eMAXIS 最適化バランス(マイディフェンダー)	111,191,181円
eMAXIS 最適化バランス(マイミッドフィルダー)	133,638,705円
eMAXIS 最適化バランス(マイフォワード)	20,828,094円
eMAXIS 最適化バランス(マイストライカー)	8,573,448円
三菱UFJ バランスファンド45VA(適格機関投資家限定)	39,391,049円
三菱UFJ バランスファンド40VA(適格機関投資家限定)	2,277,011,531円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型(適格機関投資家限定)	1,459,317,834円
MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	27,591,160,897円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型(適格機関投資家限定)	642,308,074円
三菱UFJ バランスファンド55VA(適格機関投資家限定)	6,389,570円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型(適格機関投資家限定)	1,530,379円
三菱UFJ バランスファンド20VA(適格機関投資家限定)	2,012,991,769円
アドバンスト・バランス(FOFs用)(適格機関投資家限定)	93,101,866円
アドバンスト・バランス(FOFs用)(適格機関投資家限定)	123,446,843円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション(適格機関投資家転売制限付)	144,912,574円
世界8資産バランスファンドVL(適格機関投資家限定)	16,883,161円
MUKAM 外国債券インデックスファンド2(適格機関投資家限定)	2,672,674,516円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2(適格機関投資家限定)	136,112,055円
インデックス・ライフ・バランスファンド(安定型)VA	1,688,301円
インデックス・ライフ・バランスファンド(安定成長型)VA	4,178,469円
インデックス・ライフ・バランスファンド(成長型)VA	1,956,626円
インデックス・ライフ・バランスファンド(積極型)VA	1,351,164円
三菱UFJ 外国債券インデックスファンドVA	37,776,674円
三菱UFJ バランスVA30D(適格機関投資家限定)	21,123,085円
三菱UFJ バランスVA60D(適格機関投資家限定)	40,733,099円
三菱UFJ バランスVA30G(適格機関投資家限定)	29,466,133円
三菱UFJ バランスVA60G(適格機関投資家限定)	45,200,488円
外国債券インデックスファンドi(適格機関投資家限定)	1,172,409,001円
三菱UFJ <DC>外国債券インデックスファンド	1,976,615,671円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(安定型)	214,296,503円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(安定成長型)	534,522,310円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(成長型)	397,203,063円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(積極型)	141,530,533円

	[令和2年8月5日現在]
合計	73,808,870,855円
2. 受益権の総数	73,808,870,855口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

#### (金融商品に関する注記)

##### 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和2年8月5日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### (有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

#### (デリバティブ取引に関する注記)

##### 取引の時価等に関する事項

##### 通貨関連

[令和2年8月5日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)		評価損益(円)
			うち1年超	1年以内	
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカドル	331,609,120		331,584,000	25,120
	カナダドル	13,499,360		13,498,000	1,360
	オーストラリアドル	18,179,664		18,177,600	2,064
	イギリスポンド	51,110,690		51,108,100	2,590
	シンガポールドル	3,078,360		3,078,000	360

スウェーデンクローネ	1,815,060	1,815,000	60
ノルウェークローネ	1,740,060	1,740,000	60
デンマーククローネ	3,348,140	3,348,000	140
メキシコペソ	5,130,730	5,126,000	4,730
イスラエルシェケル	2,782,566	2,782,800	234
ポーランドズロチ	4,253,760	4,254,000	240
ユーロ	314,196,120	314,193,600	2,520
売建			
アメリカドル	32,899,804	32,736,000	163,804
オーストラリアドル	2,264,094	2,272,200	8,106
イギリスポンド	5,548,384	5,525,200	23,184
ユーロ	29,946,000	29,923,200	22,800
合計	821,401,912	821,161,700	163,152

## (注)時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によってあります。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## (1口当たり情報)

	[令和2年8月5日現在]
1口当たり純資産額	2,2447円
(1万口当たり純資産額)	(22,447円)

## 新興国債券インデックスマザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

[令和2年8月5日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	849,091,311
コール・ローン	46,769,577
国債証券	31,898,685,137
派生商品評価勘定	1,067,800

[令和2年8月5日現在]

未収入金	108,755,569
未収利息	361,844,899
前払費用	42,176,983
流動資産合計	33,308,391,276
資産合計	33,308,391,276
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,977,974
未払金	786,479,731
未払解約金	8,475,427
未払利息	34
流動負債合計	797,933,166
負債合計	797,933,166
純資産の部	
元本等	
元本	24,390,184,461
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	8,120,273,649
元本等合計	32,510,458,110
純資産合計	32,510,458,110
負債純資産合計	33,308,391,276

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和2年8月5日現在]
1. 期首	令和2年2月6日
期首先元本額	21,452,355,100円
期中追加設定元本額	4,157,055,698円
期中一部解約元本額	1,219,226,337円
元本の内訳	
eMAXIS バランス(8資産均等型)	2,841,479,690円
eMAXIS バランス(波乗り型)	353,367,058円
三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	673,958,436円
コアバランス	1,510,532円
海外債券セレクション(ラップ向け)	165,818,065円
eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	5,334,619,357円

	[令和2年8月5日現在]
つみたて8資産均等バランス	2,274,989,357円
eMAXISマイマネージャー1970s	1,192,223円
eMAXISマイマネージャー1980s	2,172,810円
eMAXISマイマネージャー1990s	323,221円
eMAXIS新興国債券インデックス	4,254,523,160円
三菱UFJDC新興国債券インデックスファンド	7,870,499,217円
新興国債券インデックスファンド(ラップ向け)	8,159,478円
eMAXIS最適化バランス(マイディフェンダー)	43,829,320円
eMAXIS最適化バランス(マイミッドフィルダー)	253,676,768円
eMAXIS最適化バランス(マイフォワード)	208,302,880円
eMAXIS最適化バランス(マイストライカー)	57,069,971円
アドバンスト・バランス(FOFs用)(適格機関投資家限定)	7,863,232円
アドバンスト・バランス(FOFs用)(適格機関投資家限定)	14,049,651円
世界8資産バランスファンドVL(適格機関投資家限定)	22,780,035円
合計	24,390,184,461円
2. 受益権の総数	24,390,184,461口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

#### (金融商品に関する注記)

#### 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和2年8月5日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### (有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

#### (デリバティブ取引に関する注記)

#### 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連

[令和2年8月5日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)		評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
		マレーシアリンギット	36,051,485	35,875,828	175,657
		タイバーツ	21,099,840	21,080,000	19,840
		インドネシアルピア	30,108,090	30,467,017	358,927
		メキシコペソ	37,314,400	37,280,000	34,400
		チリペソ	141,660,080	139,515,291	2,144,789
		チェココルナ	19,095,600	19,080,000	15,600
		ハンガリーフォリント	18,730,972	18,725,200	5,772
		ポーランドズロチ	25,522,560	25,524,000	1,440
		南アフリカランド	18,237,000	18,210,000	27,000
		トルコリラ	7,829,100	7,585,000	244,100
		売建			
		アメリカドル	141,660,080	140,952,647	707,433
		ブラジルレアル	31,659,984	31,952,000	292,016
		ポーランドズロチ	5,653,200	5,672,000	18,800
合計		534,622,391		531,918,983	1,910,174

## (注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## (1口当たり情報)

	[令和2年8月5日現在]
1口当たり純資産額	1.3329円
(1万口当たり純資産額)	(13,329円)

## 2 【ファンドの現況】

### 【海外債券セレクション（ラップ向け）】

#### 【純資産額計算書】

令和 2年 8月31日現在  
(単位：円)

資産総額	6,335,758,886
負債総額	20,988,887
純資産総額（ - ）	6,314,769,999
発行済口数	5,507,438,670口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.1466
(10,000口当たり)	(11,466)

(参考)

### 外国債券インデックスマザーファンド

#### 純資産額計算書

令和 2年 8月31日現在  
(単位：円)

資産総額	166,352,833,936
負債総額	386,979,285
純資産総額（ - ）	165,965,854,651
発行済口数	74,650,557,066口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.2232
(10,000口当たり)	(22,232)

### 新興国債券インデックスマザーファンド

#### 純資産額計算書

令和 2年 8月31日現在  
(単位：円)

資産総額	33,449,945,319
負債総額	118,864,595
純資産総額（ - ）	33,331,080,724
発行済口数	25,021,422,383口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.3321

( 10,000口当たり )	( 13,321 )
----------------	------------

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

<更新後>

###### (1) 資本金の額等

2020年8月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

###### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、  
で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2020年8月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	868	14,374,966
追加型公社債投資信託	16	1,375,722
単位型株式投資信託	69	349,152
単位型公社債投資信託	24	124,345
合計	977	16,224,184

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

## 3 【委託会社等の経理状況】

<更新後>

### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

### (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
(資産の部)		

**流動資産**

現金及び預金	2	53,969,686	2	56,398,457
有価証券		1,403,513		1,960,318
前払費用		514,587		575,904
未収入金		2,284		14,559
未収委託者報酬		9,995,458		10,296,453
未収収益	2	560,483	2	638,994
金銭の信託	2	100,000	2	100,000
その他		153,256		254,330
<b>流動資産合計</b>		<b>66,699,271</b>		<b>70,239,017</b>

**固定資産**

<b>有形固定資産</b>				
建物	1	617,032	1	584,048
器具備品	1	665,247	1	871,893
土地		628,433		628,433
<b>有形固定資産合計</b>		<b>1,910,713</b>		<b>2,084,375</b>
<b>無形固定資産</b>				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,670,753		3,369,611
ソフトウェア仮勘定		536,345		1,374,932
<b>無形固定資産合計</b>		<b>4,222,921</b>		<b>4,760,365</b>
<b>投資その他の資産</b>				
投資有価証券		21,408,781		16,704,756
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	824,268	1	819,255
長期差入保証金		593,536		565,358
前払年金費用		415,234		375,031
繰延税金資産		1,496,180		1,912,824
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
<b>投資その他の資産合計</b>		<b>25,079,767</b>		<b>20,718,993</b>
<b>固定資産合計</b>		<b>31,213,401</b>		<b>27,563,734</b>
<b>資産合計</b>		<b>97,912,673</b>		<b>97,802,752</b>

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
<b>(負債の部)</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	293,258	687,565
未払金		
未払収益分配金	170,281	131,478
未払償還金	448,695	395,400
未払手数料	3,990,054	4,026,078
その他未払金	3,961,765	3,818,195
未払費用	3,803,995	4,402,578
未払消費税等	194,852	629,469
未払法人税等	573,657	617,341
賞与引当金	901,135	933,517

役員賞与引当金	140,100	124,590
その他	868,992	701,285
流動負債合計	15,346,788	16,467,499

## 固定負債

長期未払金	43,200	32,400
退職給付引当金	860,851	1,010,401
役員退職慰労引当金	144,303	130,784
時効後支払損引当金	247,767	238,811
固定負債合計	1,296,122	1,412,398
負債合計	16,642,910	17,879,897

## (純資産の部)

## 株主資本

資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,069,594	25,847,605
利益剰余金合計	33,410,184	33,188,194
株主資本合計	80,143,028	79,921,039

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,126,733	1,815
評価・換算差額等合計	1,126,733	1,815
純資産合計	81,269,762	79,922,854
負債純資産合計	97,912,673	97,802,752

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日 )	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日 )
営業収益		
委託者報酬	70,375,414	67,967,489
投資顧問料	2,505,299	2,385,084
その他営業収益	18,844	16,085
営業収益合計	72,899,557	70,368,658
営業費用		

支払手数料	2	28,533,952	2	27,106,451
広告宣伝費		739,643		696,418
公告費		500		1,000
調査費				
調査費		1,794,755		1,857,271
委託調査費		12,194,996		11,579,175
事務委託費		1,016,816		847,769
営業雜経費				
通信費		170,794		153,731
印刷費		427,442		427,118
協会費		48,375		52,053
諸会費		16,175		15,990
事務機器関連費		1,841,631		1,953,926
営業費用合計		46,785,083		44,690,907
一般管理費				
給料				
役員報酬		349,083		331,987
給料・手当		6,453,717		6,611,427
賞与引当金繰入		901,135		933,517
役員賞与引当金繰入		140,100		124,590
福利厚生費		1,234,293		1,276,950
交際費		13,011		11,871
旅費交通費		200,426		165,891
租税公課		373,201		360,165
不動産賃借料		654,886		647,402
退職給付費用		428,912		422,919
役員退職慰労引当金繰入		51,159		48,183
固定資産減価償却費		1,252,321		1,307,555
諸経費		523,213		427,212
一般管理費合計		12,575,461		12,669,674
営業利益		13,539,012		13,008,076

(単位 : 千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日 )	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日 )	
営業外収益			
受取配当金		181,073	90,965
受取利息	2	1,913	4,169
投資有価証券償還益		416,706	585,179
収益分配金等時効完成分		44,392	101,734
受取賃貸料	2	38,388	65,808
その他		11,871	19,987
営業外収益合計		694,346	867,845
営業外費用			
投資有価証券償還損		118,173	96,379
時効後支払損引当金繰入		1,166	
事務過誤費		420	3,483
賃貸関連費用		35,994	20,339
その他		1,481	1,920
営業外費用合計		157,235	122,122

経常利益	14,076,123	13,753,799
特別利益		
投資有価証券売却益	501,778	174,842
特別利益合計	501,778	174,842
特別損失		
投資有価証券売却損	135,399	75,963
投資有価証券評価損	62,310	163,865
固定資産除却損	1 4,848	1 8,832
固定資産売却損	225	435
システム関連費	322,986	
商標使用料	90,000	
特別損失合計	615,770	249,096
税引前当期純利益	13,962,130	13,679,545
法人税、住民税及び事業税	2 4,420,179	2 4,146,534
法人税等調整額	100,112	79,824
法人税等合計	4,320,066	4,226,359
当期純利益	9,642,064	9,453,186

## (3)【株主資本等変動計算書】

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本							株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剩余金の配当							11,363,380	11,363,380	11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							1,721,316	1,721,316	1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剩余金の配当			11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	358,179	358,179	358,179
当期変動額合計	358,179	358,179	2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本							株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			

当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計							221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

## [注記事項]

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっております。

##### 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

#### (5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

### 5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

#### (2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### (3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

#### （未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

#### (1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

#### (2)適用予定期

令和4年3月期の期首から適用します。

#### (3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価

中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

#### (1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対する他の取扱いを定めることとされております。

#### (2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

#### (3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

#### （貸借対照表関係）

##### 1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
建物	551,025千円	599,542千円
器具備品	1,350,407千円	1,408,613千円
投資不動産	138,024千円	145,391千円

##### 2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるもののは次の通りであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
預金	240,211千円	314,247千円
未収収益	25,307千円	15,773千円
金銭の信託	100,000千円	100,000千円
未払手数料	671,568千円	712,210千円
その他未払金	3,217,341千円	3,029,426千円
未払費用	444,754千円	432,019千円

#### （損益計算書関係）

##### 1. 固定資産除却損の内訳

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
建物	2,547千円	8,832千円
器具備品	2,301千円	8,832千円
計	4,848千円	8,832千円

## 2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
支払手数料	5,298,064千円	5,234,629千円
受取利息	3千円	2千円
受取賃貸料	38,388千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,216,517千円	3,030,180千円

(株主資本等変動計算書関係)

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

## 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2.配当に関する事項

## (1)配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

## (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

## 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2.配当に関する事項

## (1)配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

## (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

#### (リース取引関係)

##### 借主側

##### オペレーティング・リース取引

##### オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
1年内	675,956千円	675,956千円
1年超	675,956千円	
合計	1,351,912千円	675,956千円

#### (金融商品関係)

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

###### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

###### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

##### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

##### 第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	-
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	-
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	-
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	-
資産計	86,722,080	86,722,080	-
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	-
負債計	3,990,054	3,990,054	-

##### 第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(4) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,328,625	85,328,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-

負債計	4,026,078	4,026,078	-
-----	-----------	-----------	---

## (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

## (1) 現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負債

## (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
非上場株式	55,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	-	-	-
未収委託者報酬	9,995,458	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,655,228	5,652,257	4,813,929	27,375

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

## 2. その他有価証券

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,012,389	8,573,551	561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,774,369	9,937,087	1,162,718
	小計	8,774,369	9,937,087	1,162,718
合計		18,633,714	18,631,098	2,616

## 3. 売却したその他有価証券

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	140,240	58,440	-
債券	-	-	-
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

## 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について62,310千円(その他有価証券のその他62,310千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について163,865千円(その他有価証券のその他163,865千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

## (退職給付関係)

## 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

## 2.確定給付制度

## (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,729,252 千円	3,712,289 千円
勤務費用	193,531	204,225
利息費用	24,351	17,557
数理計算上の差異の発生額	15,898	52,430
退職給付の支払額	218,947	162,904
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,712,289	3,718,736

## (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
年金資産の期首残高	2,723,393 千円	2,666,937 千円
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の発生額	4,606	164,633
事業主からの拠出額	102,564	51,282
退職給付の支払額	203,077	140,518
年金資産の期末残高	2,666,937	2,460,824

## (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,125,760 千円	2,969,807 千円
年金資産	2,666,937	2,460,824
	458,822	508,982
非積立型制度の退職給付債務	586,529	748,929
未積立退職給付債務	1,045,351	1,257,911
未認識数理計算上の差異	114,968	203,136
未認識過去勤務費用	484,766	419,405
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	445,616	635,370
退職給付引当金	860,851	1,010,401
前払年金費用	415,234	375,031
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	445,616	635,370

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
勤務費用	193,531 千円	204,225 千円
利息費用	24,351	17,557

期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の費用処理額	43,633	24,035
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	5,986	6,427
確定給付制度に係る退職給付費用	284,199	269,848

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

#### (5)年金資産に関する事項

##### 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
債券	63.9 %	64.7 %
株式	33.2	32.3
その他	2.9	3.0
合計	100	100

##### 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

#### (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

##### 主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
割引率	0.035 ~ 0.49%	0.095 ~ 0.52%
長期期待運用收益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度144,712千円、当事業年度153,070千円であります。

#### (税効果会計関係)

##### 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
<b>繰延税金資産</b>		
減損損失	436,050千円	427,046千円
投資有価証券評価損	223,821	226,322
未払事業税	109,109	117,461
賞与引当金	275,927	285,842
役員賞与引当金	19,428	19,703
役員退職慰労引当金	44,185	40,046
退職給付引当金	263,592	309,384
減価償却超過額	157,741	96,767
委託者報酬	264,398	213,044
長期差入保証金	31,721	40,180
時効後支払損引当金	75,866	73,124
連結納税適用による時価評価	148,858	57,656
その他	71,320	123,248
<b>繰延税金資産 小計</b>	<b>2,122,023</b>	<b>2,029,829</b>
評価性引当額	-	-

繰延税金資産 合計	2,122,023	2,029,829
繰延税金負債		
前払年金費用	127,144	114,834
連結納税適用による時価評価	1,320	1,260
その他有価証券評価差額金	497,269	801
その他	108	109
繰延税金負債 合計	625,842	117,005
繰延税金資産の純額	1,496,180	1,912,824

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第34期(平成31年3月31日現在)及び第35期(令和2年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)及び第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)及び第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)

親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,298,064 千円	未払手数料	671,568 千円

## 第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,234,629 千円	未払手数料	712,210 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

## 第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の 親会社を 持つ会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし (注1)	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	4,629,670 千円	未払手数料	734,633 千円

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルган・スタンレー証券株	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	6,152,016千円	未払手数料	962,840千円
-------------	----------------------	---------	-----------	-----	----	-------------------------------	-----------------------	-------------	-------	-----------

## 第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2) コーラブル預金の払戻(注3) コーラブル預金の預入(注3) コーラブル預金に係る受取利息(注3)	4,073,855千円 20,000,000千円 20,000,000千円 4,126千円	未払手数料 現金及び預金 未収収益	697,109千円 20,000,000千円 997千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	5,714,501千円	未払手数料	944,351千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. (株)三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを(株)三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、(株)三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。  
なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行(株)に対して承継させております。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)  
三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日 )	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日 )
1 株当たり純資産額	384,107.08円	377,741.17円
1 株当たり当期純利益金額	45,571.50円	44,678.80円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日 )	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日 )
当期純利益金額 (千円)	9,642,064	9,453,186
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	9,642,064	9,453,186
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

#### (1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスター・トラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(2020年3月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。

### 3【資本関係】

<訂正前>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2020年2月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0% (211,581株) を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

<訂正後>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(2020年8月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0% (211,581株) を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

## 独立監査人の中間監査報告書

令和2年9月9日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている海外債券セレクション（ラップ向け）の令和2年2月6日から令和2年8月5日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、海外債券セレクション（ラップ向け）の令和2年8月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和2年2月6日から令和2年8月5日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行  
行社員

公認会計士 青木裕晃 印

指定有限責任社員  
業務執行  
行社員

公認会計士 伊藤鉄也 印

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。